

# 総合事業の請求について

平成29年9月11日  
芦屋市福祉部高齢介護課

## 1. サービスコード

現在の芦屋市の総合事業におけるサービスコードの種類

### ・訪問型サービス

- A 1 予防専門型訪問サービス（現行相当）：みなし指定の事業所
- A 2 予防専門型訪問サービス（現行相当）：平成27年4月1日以降指定の事業所
- A 3 生活支援型訪問サービス（緩和した基準）：すべての事業所

### ・通所型サービス

- A 5 予防専門型通所サービス（現行相当）：みなし指定の事業所
- A 6 予防専門型通所サービス（現行相当）：平成27年4月1日以降指定の事業所

↑平成30年3月31日利用分まではこちらのサービスコード

## →平成30年4月1日利用分からは

### ・訪問型サービス

- A 2 予防専門型訪問サービス（現行相当）：すべての事業所
- A 3 生活支援型訪問サービス（緩和した基準）：すべての事業所

### ・通所型サービス

- A 6 予防専門型通所サービス（現行相当）：すべての事業所

↑こちらのサービスコードに変わります。

平成30年3月31日利用分までと翌4月1日利用分からとは、請求するサービスコードが変わりますのでご注意ください。

サービスコード表は、芦屋市公式ホームページの  
[ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>介護予防・日常生活支援総合事業>サービス提供事業者の皆さんへ](#)  
に掲載しています。

## 2. 事業所番号

「最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。」との厚生労働省資料の考え方に基づくこととします。

## 3. 地域区分単価

平成30年4月1日以降は、芦屋市の指定を受けたすべての事業所は、芦屋市の地域区分単価である3級地が適用されます。平成30年3月31日まではみなし指定事業者については、事業所所在地の地域区分単価が適用されますので、3級地以外の地域区分が適用されている地域のみなし指定事業者につきましては、特にご注意下さい。

※近隣では神戸市（4級地）が該当します。

## 4. 日割り請求

予防給付と総合事業では、日割り請求にかかる適用が下記のとおり一部異なりますのでご注意ください。

①訪問型サービス(現行相当)・通所型サービス(現行相当)共に、月の途中に利用を開始した場合、契約日を起算日とした日割り請求になります。

②訪問型サービス(現行相当)・通所型サービス(現行相当)共に、月の途中に利用を終了した場合、契約解除日を起算日とした日割り請求になります。

※その他の場合については、国が示すとおり予防給付と同一の考え方となります。

## 5. 住所地特例者の請求

保険者が芦屋市以外の他市町村の方であっても、芦屋市が実施しているサービスを提供し、芦屋市のサービスコードで国保連に請求することになります。くわしくは、芦屋市公式ホームページ

[ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>介護予防・日常生活支援総合事業>事業者説明会を開催しました>平成28年11月24日事業者説明会資料2](#)

に掲載の「6-7 住所地特例者に対する請求について」を参照して下さい。

問い合わせ

芦屋市高齢介護課管理係

☎0797-38-2046